

令和5年 銃砲等検査のお知らせ

令和5年の銃砲等の全国一斉検査の実施についてのお知らせです。

1 検査期間

令和5年1月10日（火）から同年4月30日（日）までの間

（各警察署から日時・場所の案内がありますので、案内を参考にしてください）

2 持参していただくもの

- (1) 銃砲等及び所持許可証（替銃身、チョーク、着脱弾倉も含む） 全て
- (2) 銃砲等検査調査表（通知書に同封、あらかじめ記載する） 1枚
- (3) 銃砲・火薬類又はクロスボウの矢保管場所の見取図（同上） 1枚
- (4) 写真（L版を同封の用紙に貼る）
 - ア 銃砲等の保管庫の写真 1枚
 - イ 実包等火薬類保管庫又はクロスボウの矢の保管場所の写真 1枚
（両方とも、保管庫全体の写真で内部の保管状況が写っているもの）
- (5) 実包等の管理状況を記録している帳簿（法第10条の5の2関係）
（購入・消費・残数量等の状況を確実に記載しているか確認、**実包持込厳禁**）
- (6) 銃砲等の使用実績を証明するもの
（猟友会の会員手帳、ライフル射撃協会の射手手帳、火薬類譲受許可証、射撃場のスコアカード、領収証等）
- (7) 廃銃を希望する場合は、その銃砲等（実包は廃棄不可）

【注意事項】

- ◎ 令和5年中に猟銃等を更新する方（更新済み又は更新予定の方）は、更新に係る猟銃等の検査は免除されます（更新に係らない猟銃等は検査が必要）。更新済み又は更新予定の猟銃等を除き、上記3のものを持参してください。
- ◎ **実包及び矢が装填されていないことを確実に点検して、銃砲等を持参してください。**
- ◎ セーフティフラッグをお持ちの方は、脱包確認が容易にできるよう活用をお願いします。
- ◎ **実包は、会場内持ち込み禁止です。**
- ◎ 銃砲等は、容器等に収納して運搬し、絶対に車内に放置しないでください。
- ◎ やむを得ない理由により検査を受けられないときは、あらかじめ下記の警察署生活安全課に必ず連絡してください。代理人では受けられません。

【新型コロナウイルス感染予防対策】

- ◎ 受検会場へ入場の際は、マスクの着用と手指の消毒等を行ってください。
- ◎ 発熱、体調不良のある方は受検を見合わせ、事前に下記連絡先まで御連絡をお願いします。

令和5年11月15日

秋田県公安委員会
018-863-1111 (3055)

※ 受検に関する問い合わせは各警察署生活安全課をお願いします。